

# モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅶ-3-1))

施策目標名	災害に際し応急的な支援を実施すること(施策目標Ⅶ-3-1)							
施策の概要	本施策は、災害時の被災者等に対し適切な福祉サービスを提供するために行っています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	災害救助法(昭和22年法律第118号)により、国は災害に対して、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることとされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)災害救助法等に必要な経費(一部) 「災害救助法」に基づき、都道府県が支弁する応急救助費の一部負担 [平成24年度予算額:一般会計 2億円、復興特別会計 494億円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	201,500	201,500	201,500	201,500	49,556,632	64,977,149
		補正予算(b)	109,987	242,934	0	394,532,713	0	
		繰越し等(c)	0	0	30,200,010	63,191,154	0	
		合計(a+b+c)	311,487	444,434	30,401,510	457,925,367	49,556,632	
	執行額(千円、d)	292,470	407,494	30,401,509	457,925,367			
執行率(%、d/(a+b+c))	94%	92%	100%	100%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	野田総理就任記者会見	平成23年9月2日		(前略) この震災の復旧・復興、これまでも政権として全力で取り組んでまいりました。しかし、 <b>仮設住宅の建設</b> であるとか、がれきの撤去、あるいは被災者の生活支援、一生懸命取り組んでおりますけれども、まだ不十分というご指摘も頂いております。こうした声をしっかり踏まえながら、復旧・復興の作業を加速化させていくということが、 <b>私どもの最大の使命である</b> というふうに思います。(後略)				
測定指標	指標1 災害が発生し又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合における避難所の設置状況	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	100%	100%	100%	100%		100%
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%		
	指標2 被害が発生してから避難所が設置されるまでの時間	基準値	実績値				目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
-		-	-	-	集計中		-	
年度ごとの目標値			-	-	-	-		
参考・関連資料等	<p>関連法令:災害救助法(昭和22年法律第118号)  <a href="http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=horei&amp;DMODE=CONTENTS&amp;SMODE=NORMAL&amp;KEYWORD=&amp;EFSNO=1622">http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=horei&amp;DMODE=CONTENTS&amp;SMODE=NORMAL&amp;KEYWORD=&amp;EFSNO=1622</a></p> <p>平成23年度行政事業レビュー(災害救助費等負担金)  <a href="http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0388.pdf">http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0388.pdf</a></p>							

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	総務課災害救助・救援対策室長 西川 隆久	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	--------	--------	----------------------	----------	---------